

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第12号
事故等種類	衝突
発生日時	平成23年1月19日 19時30分ごろ
発生場所	三重県志摩市麦埜南南西方沖 麦埜灯台から真方位207° 6.2海里付近 (概位 北緯34° 09.3′ 東経136° 47.5′)
事故等調査の経過	平成23年1月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 <sup>はやせ</sup> 早瀬丸、298トン 134759、江田島海運株式会社 B 海底地盤改良船 第50 <sup>ひかり</sup> 光号、2,112.3トン なし、日本海工株式会社 C 漁船 <sup>せいほう</sup> 西宝丸、11.70トン ME2-3943（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B なし C 船長C、一級小型船舶操縦士
死傷者等	A なし B なし C 負傷 1人（船長C）
損傷	A なし B なし C 左舷外板損傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、作業員11人が乗船したB船をえい航してA船引船列とし、麦埜南南西方沖を北東進していた。 船長Aは、C船の作業灯を初認した際、付近の水深が100m以上あったこと、及び舷灯が見えなかったことから、同航の漁船と判断した。 船長Aは、その後、C船がえい航索に接近するようには見えたことから、A船の速力を5.5ノット（kn）から1～2knに減速した。 C船は、船長が1人で乗り組み、麦埜南南西方沖で錨泊して集魚灯を点灯し、くろむつ立て縄式一本釣りを行っていた。 A船引き船列は、風潮流に圧流され、平成23年1月19日19時30分ごろ、A船引船列のえい航索とC船の左舷外板が衝突した。 C船は、その後、えい航ペダント内のB船の船首部に圧着する状況となったが、A船が機関を停止した際、同ペダントが緩んで海中に没したことから、B船から離れた。 船長Cは、打撲傷等を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮流 南東
その他の事項	A船船尾からB船船首までの距離は、約373mであり、A船船尾から約316mの辺りのえい航索とC船が衝突した。

<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし、C あり A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A 船引船列が北東進中、C 船が錨泊して操業中、麦埼南南西方沖において、A 船引船列のえい航索とC 船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、適切な見張りを行っていなかったことから、錨泊中のC 船に接近し、A 船引船列が風潮流に圧流されてC 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Cは、適切な見張りを行っていなかったことから、A 船引船列の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、麦埼南南西方沖において、A 船引船列が北東進中、C 船が錨泊して操業中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、A 船引船列が、C 船に接近し、風潮流により圧流され、A 船引船列のえい航索とC 船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	